

## 香川県介護福祉士修学資金等貸付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成28年3月2日付け厚生労働省発社援0302第10号厚生労働事務次官通知）及び「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について」（平成28年3月2日付け社援発0302第2号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、社会福祉法人香川県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する、次条の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定め、本事業の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

### (事業の内容)

第2条 本事業の内容は、次のとおりとする。

#### 一 介護福祉士修学資金貸付事業

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第39条第1号から3号まで（社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第3項の規定により行うことができることとされている同法第3条による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までを含む。）の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「介護福祉士養成施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

#### 二 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

法第40条第2項第2号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「実務者研修施設」という。）に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「介護福祉士実務者研修受講資金」という。）を貸し付ける事業

#### 三 離職した介護人材の再就職準備資金貸付事業

介護職としての一定の知識及び経験を有する者に対し、再就職準備資金（以下「離職介護人材再就職準備資金」という。）を貸し付ける事業

#### 四 社会福祉士修学資金貸付事業

法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（以下「社会福祉士養成施設」という。）に在学し、社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金（以下「社会福祉士修学資金」という。）を貸し付ける事業

(介護福祉士修学資金貸付事業)

第3条 前条第1号に定める「介護福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。なお、香川県以外の都道府県から貸付けを受けている者については、重複して貸付けを受けることはできない。

一 貸付対象者は介護福祉士養成施設に在学する者であって、次のア、イのいずれにも該当する者とする。

ア 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

(1) 香川県内に住民登録をしている者であって、卒業後に香川県の区域（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とする。また、香川県において貸付けを受け、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、香川県及び当該被災県の区域とする。以下同じ。）内において、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務（以下「返還免除対象業務」という。）に従事しようとする者

(2) 香川県の区域内の介護福祉士養成施設の学生であって、卒業後に香川県の区域内において返還免除対象業務に従事しようとする者

(3) 介護福祉士養成施設の学生となった年度の前年度に香川県内に住民登録をしていた者であり、かつ、介護福祉士養成施設での修学のため転居をしたものであって、卒業後に香川県の区域内において返還免除対象業務に従事しようとする者

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付が必要と認められる者

(1) 学業成績等が優秀と認められる者

(2) 卒業後、中核的な介護職として就労する意欲があり、介護福祉士資格取得に向けた向学心があると認められる者

二 貸付期間は、介護福祉士養成施設に在学する期間とする。

三 貸付額は、月額5万円以内とする。ただし、次のアからエまでに定める額を、加算することができる。

ア 入学準備金 初回の貸付け時に限り、20万円以内

イ 就職準備金 最終回の貸付け時に限り、20万円以内

ウ 国家試験受験対策費用 一年度当たり4万円以内

エ 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額以内（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額でなければならないものとする。）

四 前号ウに定める国家試験受験対策費用及び前号エに定める生活費加算の貸付対象者は、それぞれ、次のア及びイに定めるものに限る。

ア 国家試験受験対策費用の貸付対象者

平成 29 年度以降に介護福祉士養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者とする。なお、国家試験受験対策費用は、介護福祉士養成施設が通常の教育課程とは別に実施する又は民間機関等が実施する介護福祉士の国家試験受験対策講座の受講費、模擬試験の受験料又は参考図書等の購入費用等の経費に充当するものであること。

イ 生活費加算の貸付対象者

貸付申請時に、次の(1)から(5)までのいずれかの世帯の世帯員である者とする。なお、生活費加算の取扱いについては、「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について」（平成 28 年 3 月 2 日付け社援発 0302 第 2 号厚生労働省社会・援護局長通知）の 3 の（6）に基づいて実施するものとする。

- (1) 生活保護受給世帯
- (2) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税世帯
- (3) 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免を受けている世帯
- (4) 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 89 条又は第 90 条に基づく国民年金の掛金の減免を受けている世帯
- (5) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 77 条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予を受けている世帯

（介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業）

第 4 条 第 2 条第 2 号に定める「介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

- 一 貸付対象者は実務者研修施設に在学する者とし、貸付対象者の要件については、第 3 条第 1 号のアの規定を準用する。
- 二 貸付期間は、実務者研修施設に在学する期間とする。
- 三 貸付額は、20 万円以内とする。

（離職した介護人材の再就職準備資金貸付事業）

第 5 条 第 2 条第 3 号に定める「離職した介護人材の再就職準備資金貸付事業」の貸付対象者、貸付額及び貸付回数は次のとおりとする。

- 一 貸付対象者は香川県内に住民登録をしている者であって、次のアからエまでの基準の全てを満たす者とする。

ア 「厚生労働大臣が定める基準」（平成12年厚生省告示第25号）第4号等において、その賃金改善が、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第21号）、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第126号）、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第127号）及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第128号）に規定する介護職員処遇改善加算（以下単に「介護職員処遇改善加算」という。）の算定要件とされる職種（以下「介護職員等」という。）としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する者

イ 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する者

(1) 介護福祉士

(2) 実務者研修施設において、介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

(3) 介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修を修了した者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）附則第2条の規程に基づき、介護職員初任者研修を修了したとみなされるもの（改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した者をいう。）を含む。）

ウ 介護職員処遇改善加算の算定対象となる介護サービスを提供する事業所又は施設のうち、介護職員処遇改善加算を算定している事業所又は施設に、介護職員等として就労した者

エ 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労する日までの間に、原則として予め、香川県福祉人材センターに別紙様式1による氏名及び住所等の届出又は登録を行い、かつ、別紙様式2による再就職準備資金利用計画書（以下単に「再就職準備資金利用計画書」という。）を提出した者

二 貸付額は、20万円と貸付対象者が本会に提出した再就職準備資金利用計画書に記載された額の、いずれか少ない方の額とする。

三 貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

（社会福祉士修学資金貸付事業）

第6条 第2条第4号に定める「社会福祉士修学資金貸付事業」の貸付対象者、貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。なお、香川県以外の都道府県から貸付けを受けている者については、重複して貸付けを受けることはできない。

一 貸付対象者は社会福祉士養成施設に在学する者とし、貸付対象者の要件は第3条第1号の規定を準用する。

- 二 貸付期間は、社会福祉士養成施設に在学する期間とする。
- 三 貸付額は、月額5万円以内とする。ただし、次のアからウまでに定める額を、加算することができる。
  - ア 入学準備金 初回の貸付け時に限り、20万円以内
  - イ 就職準備金 最終回（法第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合にあつては、初回又は最終回）の貸付け時に限り、20万円以内
  - ウ 生活費加算 一月当たり貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額以内（年齢及び居住地が同一の者に係る加算額は、同一年度において同額でなければならないものとする。）
- 四 前号ウに定める生活費加算の貸付対象者は、第3条第4号のイの規定を準用する。

（貸付方法及び利子）

第7条 本事業による貸付けは、本会会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約により行うものとし、貸付金の交付は、分割又は月決めの方法によるものとする。

2 利子は、無利子とする。

（連帯保証人）

第8条 本事業による貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。なお、貸付けを受けようとする者が未成年者である場合の連帯保証人は法定代理人でなければならないものとする。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

第9条 会長は、貸付契約の相手方（以下「借受人」という。）が次の各号のいずれかに該当し、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるに至つたときは、その契約を解除するものとする。

- 一 介護福祉士養成施設、実務者研修施設又は社会福祉士養成施設を退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- 四 死亡したとき。
- 五 その他、貸付事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 会長は、借受人が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

3 介護福祉士修学資金貸付事業及び社会福祉士修学資金貸付事業に限り、会長は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。この場合におい

て、これらの月の分として既に貸付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該借受人が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付けられたものとみなす。

(返還の債務の当然免除)

第10条 会長は、借受人が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、貸付額に係る返還の債務を免除するものとする。

一 介護福祉士修学資金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、香川県の区域内において返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、5年(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合又は中高年離職者(入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。)が返還免除対象業務に従事した場合は、3年)(以下「返還免除対象期間」という。)の間、引き続き、これらの業務に従事したとき。

ただし、法人における人事異動等により、貸付けを受けた者の意思によらず、香川県の区域外において返還免除対象業務に従事した期間については、返還免除対象期間に算入する。

また、返還免除対象業務に従事後、社会福祉士養成施設における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由(育児休業等、返還免除対象業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。以下、第10条、第11条、第12条において同じ。)により返還免除対象業務に従事できない期間が生じた場合は、返還免除対象期間には算入しないものとするが、引き続き、返還免除対象業務に従事しているものとして取り扱うこととする。

イ 返還免除対象期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

ウ 返還免除対象期間は次の(1)又は(2)に掲げる期間以上とし、その計算方法については、返還免除対象業務に従事を開始した日から起算し、暦に従って計算する。なお、ホームヘルパー・家政婦等の業務に従事した者に係る在職期間については、市町及び有料職業紹介所の登録期間を含めて差し支えないものとし、同時に2以上の市町等において業務に従事した期間は1の期間として計算し、通算しないものとする。

(1) 5年 在職期間が通算1,825日以上であり、かつ、業務に従事した期間が900日以上

(2) 3年 在職期間が通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した期間が540日以上

エ 介護福祉士資格取得者が返還免除対象業務に従事することができなかった場合であって、養成施設卒業後1年以内に返還免除対象業務以外の職種に採用された者については、会長が本人の申請に基づき返還免除対象業務に従事する意思があると認めた場合、アの

「卒業した日から1年以内」を「卒業した日から2年以内」と読み替える。(以下、第2号、第11条第2号において同じ。)

## 二 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 実務者研修施設を卒業した日(実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合にあっては、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日とする。以下同じ。)から1年以内に介護福祉士の登録を行い、香川県の区域内において、返還免除対象業務に従事し、かつ、介護福祉士の登録日と当該返還免除対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月以降、2年(在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上)の間、引き続きこれらの業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還免除対象業務に従事できなかった場合の取扱は第1号のアと同様とする。

イ 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため返還免除対象業務に継続して従事することができなくなったとき。

ウ アに定める「2年(在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上)」の計算方法については、第1号のウと同様とする。

エ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、アの「卒業した日」を、「卒業年度の翌々年度の国家試験に合格した日」と読み替える。(以下、第11条第2号において同じ。)

## 三 離職した介護人材の再就職準備資金貸付事業

次のア又はイのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 第5条第1号のウの介護職員等として就労した日から、香川県の区域内において、2年(在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上)の間、引き続き、介護職員等の業務に従事したとき。

なお、法人における人事異動等又は災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できなかった場合の取扱は第1号のアと同様とする。

イ 介護職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

ウ アに定める「2年(在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上)」の計算方法については、第1号のウと同様とする。

## 四 社会福祉士修学資金貸付事業

第1号及び第2号のエの規定を準用する。第1号のアの「社会福祉士養成施設における修学」は「介護福祉士養成施設における修学」と読み替え、第1号のエの「介護福祉士資格取

得者」は「社会福祉士資格取得者」と読み替える。

(返還)

第11条 借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合（他種の養成施設等（介護福祉士養成施設卒業者の場合は社会福祉士養成施設、社会福祉士養成施設卒業者の場合は介護福祉士養成施設とする。以下、第12条第1項第2号において同じ。）における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- 一 貸付契約が解除されたとき。
- 二 介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業した日若しくは実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士若しくは社会福祉士として登録せず、又は香川県の区域内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- 三 香川県の区域内において返還免除対象業務（離職介護人材再就職準備資金の貸付けを受けた者にあつては介護職員等の業務）に従事する意思がなくなったとき。
- 四 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第12条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。（当然猶予）

- 一 貸付契約を解除された後も引き続き貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設に在学しているとき。
  - 二 貸付決定時に在学していた介護福祉士養成施設又は社会福祉士養成施設を卒業後、引き続き、他種の養成施設等において修学しているとき。
- 2 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない貸付額に係る返還の債務の履行を猶予できるものとする。（裁量猶予）
- 一 香川県の区域内において、返還免除対象業務（離職介護人材再就職準備資金の貸付けを受けた者にあつては介護職員等の業務）に従事しているとき。
  - 二 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第13条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸付額（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。



- 一 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部
  - 二 長期所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき返還の債務の額の全部又は一部
  - 三 香川県の区域内において、本事業による貸付けを受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき返還の債務の額の一部
- 2 前項の規定により債務の免除を受ける場合において、免除する債務の額は、第10条に定める業務に従事した期間を、本事業による貸付けを受けた期間（この期間が2年に満たないときは2年とする。）の2分の5（第9条第1号のアにおいて返還免除対象期間が3年とされる場合にあっては、2分の3）に相当する期間で除して得た数値（この数値が1を超えるときは、1とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

（延滞利子）

第14条 会長は、借受人が正当な理由がなく貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調停しないことができる。

（会計経理）

第15条 本事業の会計は、本会一般会計／公益事業区分（拠点区分）／介護福祉士等修学資金貸付事業サービス区分において処理する。また、当該サービス区分については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書を策定し、翌年度の貸付計画とともに、香川県知事に報告しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑な実施に当たり必要となる事項は、香川県と協議のうえ、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。なお、この要綱の施行に伴い、「香川県介護福祉士等修学資金貸付要綱」は廃止するものとし、同要綱に基づき実施している事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(別表) 生活費加算の基準額 (第3条第3号のエ、第6条第3号のウ関係)

(単位:円)

年齢	級地区分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20~40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41~59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60~69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※ 級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)」に準ずる。